

市川学園西の原幼稚園重要事項説明書（令和8年4月1日）

1. 運営主体

運 営 者 名 称	学校法人市川学園
代 表 者 氏 名	理事長 古賀 正一
所 在 地	市川市本北方2-38-1
電 話 番 号	047-339-2681

2. 利用施設概要

施 設 種 類	幼稚園型認定こども園				
施 設 名 称	市川学園西の原幼稚園				
所 在 地	印西市西の原 3－1 5				
電 話 番 号	0 4 7 6－4 7－0 6 4 4				
施 設 長 名	古賀 一人（平成 2 5 年 4 月就任）				
職 員 数	3 0 人				
認 可 年 月 日	平成 8 年 4 月 1 日				
利用定員					
区 分	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計	
1 号	4 5 人	4 5 人	4 5 人	1 3 5 人	
2 号	1 5 人	1 5 人	1 5 人	4 5 人	
合 計	6 0 人	6 0 人	6 0 人	1 8 0 人	
敷 地	面積 3，5 0 0．7 4 m ²				
建 物	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1 0 0 5．2 3 m ²				
施 設 の 内 容	保育室	6 室	面積 3 3 4．0 8 m ²		
	遊戯室	1 室	面積 1 4 1．6 5 m ²		
	園庭		面積 9 4 4．6 4 m ²		

【園庭遊具・教職員の立ち位置について】

幼稚園は子どもたちがそれぞれ関わりあいながら、試行錯誤し、刺激を受け、興味を広げて成長していく場です。子ども同士の関わり合いの中で、園内外では怪我は起こりえます。本園は手作り遊具の起伏のある園庭で、子どもの育ちを保障し、危機回避能力・危機察知能力育成を目標としています。子どもが主体的に考え、試行錯誤（途中でやめる決断もあり）しながら自分で遊具を選び、危険を見極め（判断する）、挑戦ができる遊具です。普段は、教職員が遊具の下が硬くならないように適度に掘り起こすなどして、衝撃を和らげるようにしています。取り替え、補強などのメンテナンスも教職員・パパ会を通じ随時実践しています。

子どもが成長していく過程で怪我を一切しないことは現実的に考えにくいことです。保育者の職務は子どもが関わることで育ちを促すことであり、子ども一人に保育者が必ずついているわけではなく、子どもの怪我が起こる状況をすべて常時見ているわけではありません。子どもが危険を予見できない状況にならないよう、適切な距離にて保育者が見守るようにしています。

3. 提供する特定保育の内容

運 営 方 針 等	○建学の理念 市川学園のなずな精神（よく見れば精神）に基づき、一人一人に光をあて、その良さ（持ち味）を引き出し、一人一人をよく見ていくことを主眼に保育を行っております。様々な刺激や体験の機会を用意し、環境を通じ、子供たちが自分で考え、学び、そして行動できるような働きかけを行っております。それは市川学園のもう一つの柱である「第三教育」—自分で考え、学ぶ（自己学習）—にもつながっていきます。 ○保育目標 (1) 元気で頑張ろう（心も体も健康な子ども） (2) 仲良く楽しもう（他人を思いやることができる優しい心） (3) 工夫し考えよう（工夫し、考え、創り出していく力） (4) 豊かに感じよう（心と体で豊かに感じる事ができる子ども） ○保育内容 自分の好きな遊びを存分取り組む「自由遊び」とカリキュラムに基づいた「一斉保育」の両者をバランス良く入れて、保育を行っております。 *手作りの園庭、室内環境づくり…「子どもが育つわくわくする園庭」をコンセプトに、子ども自らが考え、成長（挑戦）するための園庭づくりに着手しています。保護者（お子様を含め）と教職員が一体となり、愛情のこもった園庭を作っています。子どもが自ら考え、試行錯誤して物事に挑戦するため、心身両面が発達します。また、個々の遊びの発展・多様化へとつながっています。 *言葉と作法という副読本を年中・年長児で活用しています。日本人として生きていく上で必要な基本的ルール（挨拶、言葉遣い、礼儀作法など）、美しい日本語を正しい音読を繰り返し行うことにより、言葉と行動両輪による定着化を目的として実施しております。音読をする際、きちんと姿勢よく座ること（立腰と呼ぶ）により、心を落ち着かせ、人の話を最後まで聴く傾聴力、集中力にもつながります。また「対話的で深い学び」を言葉と作法の内容を通じ、職員が問いかけを行って実践し、園児の考える時間を生み出しています。 *その他、週1回程度 運動遊びを通じ、身体を巧みに動かし、運動することが好きになる体操教室やネイティブスピーカー（外国人）による英語遊びを週1回程度行っています 【課外教室】降園後実施しています（希望者対象 有料） 体操教室、チアリーディング教室(女兒)、ぴのきお寺子屋教室
-----------	--

4. 職員体制（令和8年度4月1日）

職名	人数
園長	1人
主任	1人
指導教諭	3人
教諭/保育士	20人
事務員	1人
用務員	2人
バス運転手	2人
計	30人

職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長

職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任

園長を補佐し、教育内容について他の教諭等を統括する。随時保護者からの相談を受け持つ。

(3) 指導教諭

現場の教諭を指導し、現場とのパイプ役として園長、主任へ迅速な報告を行う。

(4) 教諭・保育士

教育/保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。家庭への連絡も行う。

(5) 事務員

園の運営管理に必要な電話対応、事務処理、経理事務に従事する。

5. 園バスについて

バスルート、発着時間については毎年変更となります。

持病のある方については職員の配置の関係で難しい場合、ご相談をする場合もあることご承知置き下さい。

6. 利用定員毎の教育、保育を提供する日・時間・休園日等

1号認定子ども（教育標準時間認定）

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	9:00～14:00
預かり保育	月曜日から金曜日：8:00～9:00/14:00～17:30 (長期休業日は8:00～17:30)
延長保育（2号利用児がいる場合のみ利用可）	7:00～8:00、17:30～19:00
休園日 暦や園スケジュールの関係で変更の可能性があります（詳細は園行事予定表参照下さい）	土曜日・日曜日・祝日・園の指定する休日
	<夏休み> 7月21日～8月31日
	<冬休み> 12月21日～1月7日
	<春休み> 3月21日～4月4日
	<その他> 4月15日（創立記念日） 6月15日（千葉県民の日）

2号認定子ども（保育認定）

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7:00～18:00
	保育短時間	8:30～16:30
延長保育	保育標準時間	18:00～19:00
	保育短時間	朝：7:00～8:30 夕：16:30～19:00
休園日	土曜日・日曜日・祝日・園の指定する休日	
	<お盆休み> 8月13日～8月16日	
	<冬休み> 12月29日～1月3日	

7. 利用者負担（保育料）等について

(1) 基本的な保育料

支給認定を受けた市町村の定める利用者負担額（保育料）は所得に関わらず 25,700 円を上限に無償化とする。（保育料が上限を上回る場合の差額は保護者負担）

(2) 預かり保育/延長保育

15:01 以降補食代 110 円

1 号認定子どもの預かり保育に関わる費用

預かり保育 8:00～17:30	300 円/1 時間
11:30～12:00 午前保育 17:00～17:30	150 円/30 分
延長保育(2号利用児がいる場合のみ利用可) 7:00～8:00/17:30～18:00	200 円/30 分
18:00～19:00	200 円/15 分

*19:00 以降：超過料金（15 分毎 500 円）

2 号認定子どもの延長保育に関わる費用

【保育短時間】 8:30～16:30

延長保育(月極料金) ① 7:00～8:30 ② 16:30～18:00 ③ 18:00～18:30 ④ 18:30～19:00	左記①～④の時間帯毎 各 2,000 円
延長保育 7:00～8:30/16:30～18:00	200 円/30 分
18:00～19:00	200 円/15 分

*19:00 以降：超過料金（15 分毎 500 円）

【保育標準時間】 7:00～18:00

延長保育(月極料金) 18:00～18:30 18:30～19:00	各 2,000 円
延長保育 18:00～19:00	200 円/15 分

*19:00 以降：超過料金（15 分毎 500 円）

(3) 特定負担額

公的な給付額を超えて本園独自の付加的サービスを行うために、次の費目を負担いただきます。

- ・安全環境対策費（月額）：4,000 円（施設整備、防犯防災対策、園庭整備等）
- ・教育充実費（月額）：3,000 円（教職員の確保・配置・処遇改善・カリキュラムや教材の充実等）
- ・保育環境費（月額 2,500 円 2号対象）：補食代及び夏期保育中の水分補給用のゼリー代、イベント費用（クリスマス、ハロウィン等）、製作材料費、印刷費用

特別な事情（園児、保護者の病欠、保護者の出産等）により、園児が3か月以上続けて欠席し、保護者から園に休園届を提出いただいたときは、特定負担額の免除を申請することができます。

・入園に関する費用

教育環境費につきましては入園後(初回・特定負担額納入時)にお支払いとなります。

① 1号認定子ども

	入園受入準備金	教育環境費	検定料
3歳児	80,000 円	30,000 円	4,000 円
4歳児	60,000 円	30,000 円	4,000 円
5歳児	40,000 円	30,000 円	4,000 円

*入園受入準備金割引制度：兄、姉が本園に在籍している方（10,000 円割引）

② 2号認定子ども

	入園受入準備金	教育環境費
3歳児	80,000 円	30,000 円
4歳児	60,000 円	30,000 円
5歳児	40,000 円	30,000 円

*入園受入準備金割引制度：兄、姉が本園に在籍している方（10,000 円割引）

(4) 実費負担額

教育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。金額変更の可能性があります。

① 新入園児に必要なもの

- ・制服一式（制服・帽子・体操服・遊び着・リュック等） 32,000 円程度
- ・用品代（クレヨン・はさみ・のり・粘土・防災頭巾・連絡ノート・非常持ち出し袋等） 15,000 円程度

② 進級時（年中、年長児）に必要なもの

用品代： 5,000 円程度

③ 随時必要なもの

- ・給食費 一食 380 円（1号認定子ども週3回、2号認定子ども週5回）
- ・絵本代 1か月1冊約 500 円～1,000 円程度(年少児：1冊、年中児2冊、年長児2冊)
- ・園児送迎バス代 1か月 5,000 円（弟妹二人目から1,000 円割引）
- ・母の会（おひさまの会）会費は年間 2,500 円程度
- ・遠足代等は都度徴収
- ・My おうちえん：月 500 円（システム費用）

8. 利用の開始及び終了に関する留意事項

(1) 利用の開始に関する留意事項

本園の建学の精神・運営方針・教育保育の内容等を十分に理解・共鳴した上で申し込みを行って下さい。

(2) 利用者の内定について

【1号認定子ども】

○定員を上回る申し込みがあった場合には、建学の精神に基づく選考を行います。

○内定の後、本園を通じて居住する市町村に支給認定の申請を行っていただきます。

【2号認定子ども】

○市が行う利用調整による

(3) 利用決定

利用契約書の締結による

(4) 利用の終了に関する留意事項

・1号認定子どもは以下の場合には、教育の利用は終了（退園）となります。

○入園理由が解消したとき

○園則に従わずに秩序を乱し、当園の円滑な運営に支障を及ぼしたとき

○入園理由について事実と異なる申立てをしたとき

○市区町村からの要請があり、協議の上適当と認められたとき

○正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに、前記「6.(3)」の特定負担額を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないとき

○正当な理由がなく、園児が30日以上連続して欠席し、その後においても登園の見込みがないとき

○その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

・2号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了（退園）となります。

○子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき

○保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき

○印西市が当園の利用の継続が不可能であると認めたとき

○正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに、前記「6.(3)」の特定負担額を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないとき

○その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じたとき

9. 緊急時における対応

教育中に体調の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

嘱託医	内科	あんべこどもクリニック 園医 安部 昌宏 (印西市竜腹寺350-2、0476-80-9611)
	歯科	川村歯科医院 園医 川村 成章 (印西市小林浅間1-3-7、047-97-1001)

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	消防計画の定めるとおり ※幼稚園にて閲覧可能	
避難訓練	年3回以上実施	
管轄警察署	印西警察署	
管轄消防署	牧の原消防署	
緊急時避難場所	西の原小学校	所在地 印西市西の原2-7
緊急時連絡先	園長携帯電話 070-3247-6584	

11. 教育内容に関する相談・意見・要望

相談・苦情受付担当	福田 宙未（主任）
相談・苦情受付責任者	古賀 一人（園長）
第三者	なし

12. 虐待の防止のための措置

園児の身体及び日々の様子について教諭等が連携を取りながら毎日の視診やクラス巡回等で日常的に対応し、園長あるいは主任へすぐに報告・連絡・相談ができるように教育を実施しております。また、職員を含めた虐待等の疑わしい状況があった場合には「印西市子ども虐待対応マニュアル」に基づき、園作成の虐待対応マニュアルに沿って対応を行います。なお、幼稚園は虐待の事実があった場合及び虐待が疑われる場合には、児童相談所等への通報義務があります。

13. 保険に関する事項

本園では、日本私立中学高等学校連合会の保険制度の学校私立学校賠償責任保険に加入しています。

契約保険会社：三井住友海上火災保険会社

保険の種類		支払限度額 1名につき	支払限度額 1事故につき	免責金額 1事故につき
施設所有（管理） 者賠償責任保険	身体障害	2億円	20億円	10万円
	財物障害	—	3,000万円	3万円

入園後日本スポーツ振興センター共済掛金に加入となり、毎年自動更新になります。

14. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- （1）本園では、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- （2）教育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。